

新株式発行に関する取締役会決議公告

平成 17 年 8 月 16 日

株 主 各 位

東京都板橋区清水町 36 番 1 号
共 立 印 刷 株 式 会 社
代表取締役社長 野 田 勝 憲

平成 17 年 8 月 15 日開催の当社取締役会において、新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 公募による新株式発行

- (1) 発行新株式数 普通株式 2,800,000 株
- (2) 発行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により決定する。
- (3) 発行価額中資本に 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資
組 入 れ ない 額 本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未
満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、新光証券株式会社、エイチ・エス証券株式会社、イー・トレ
ード証券株式会社及び野村證券株式会社から全株式を買取引受けさせる。
- (5) 払 込 期 日 平成 17 年 9 月 7 日(水曜日)から平成 17 年 9 月 12 日(月曜日)までのいずれか
の日。
- (6) 配 当 起 算 日 平成 17 年 4 月 1 日(金曜日)
- (7) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 第三者割当による新株式発行

- (1) 発行新株式数 普通株式 700,000 株
- (2) 発行 価 額 上記 1. (2)に記載の公募による新株式発行における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資
組 入 れ ない 額 本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未
満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 払 込 期 日 平成 17 年 9 月 22 日(木曜日)
- (5) 割当先及び株式数 新光証券株式会社 700,000 株
- (6) 配 当 起 算 日 平成 17 年 4 月 1 日(金曜日)
- (7) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

株式の売出しのお知らせ

上記公募新株式 2,800,000 株の募集とあわせて、当社株主の保有する当社普通株式 2,500,000 株の売出しを行います。また、これらと同時に新光証券株式会社が当社株主から 700,000 株を上限として借入れられる当社普通株式の売出しを行うことがあります。